

回 覧

ごみの分別等について

最近、無記名のごみや燃えるごみ以外のものが可燃ごみに出されるなどごみの出し方のマナーが悪くなってきました。

今一度、ごみ出しのルールを再確認していただき、地域の生活環境の向上に努めていただきますようお願いいたします。

記

◎燃えるごみを出す時間について

収集日の当日の朝8時までには郡上市指定袋(黄色)に入れて自治会の決められたごみステーションに出してください。

なお、燃えるゴミ以外の物は絶対に入れてください。

◎ごみの分別について

小型金物類、びん、缶、ペットボトル等は郡上市の分別のルールに従い、決められた日に指定されたステーションに出して下さい。

白 鳥 自 治 会
白鳥振興事務所